



潤水都市 さがみはら

第87回九都県市首脳会議 相模原市提案
令和7年4月23日

不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と 支援の充実について

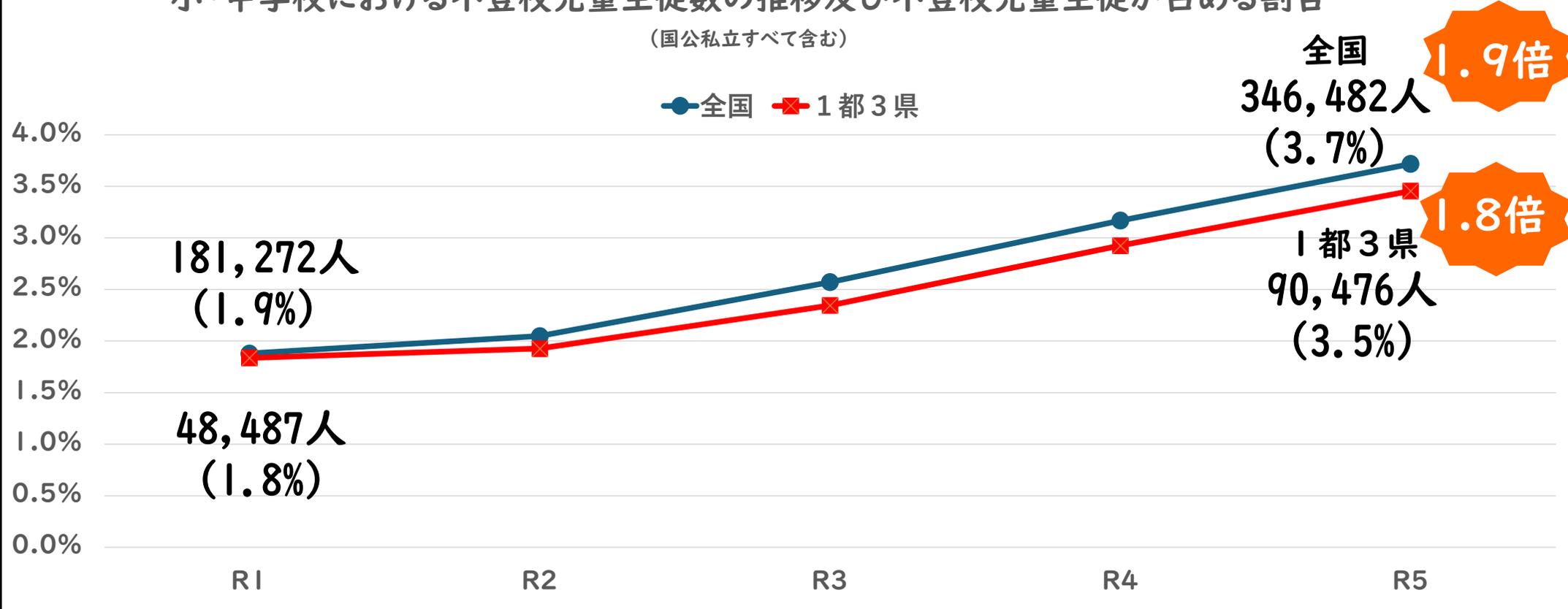


提案の背景（その1）

R1～R5の小・中学校の不登校児童生徒数は、
全国では**1.9倍**、1都3県では**1.8倍**に増加

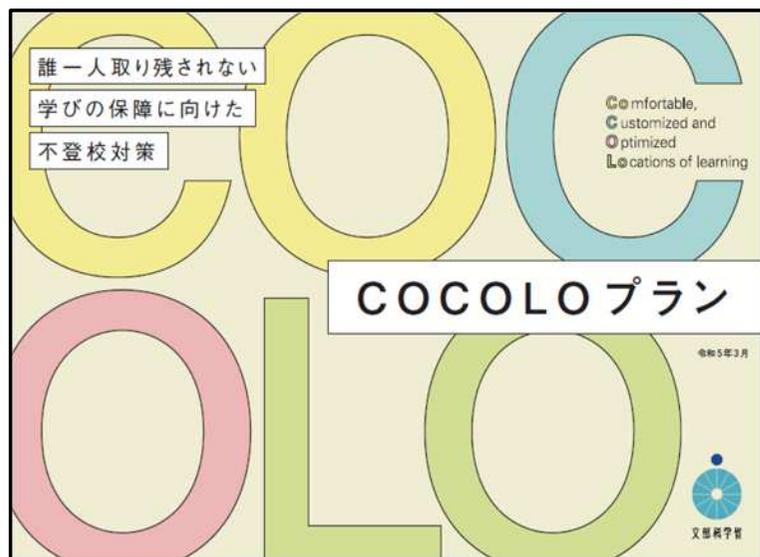
小・中学校における不登校児童生徒数の推移及び不登校児童生徒が占める割合

（国公立すべて含む）



出典：令和元年度～令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（文部科学省）

誰一人取り残されない学びの保障に向けて



「校内教育支援センター」の設置を促進

全ての学校に設置している地方公共団体数：

228自治体（令和5年2月時点・文部科学省調べ）

設置している学校がある地方公共団体数：

1,015自治体（令和5年2月時点・文部科学省調べ）

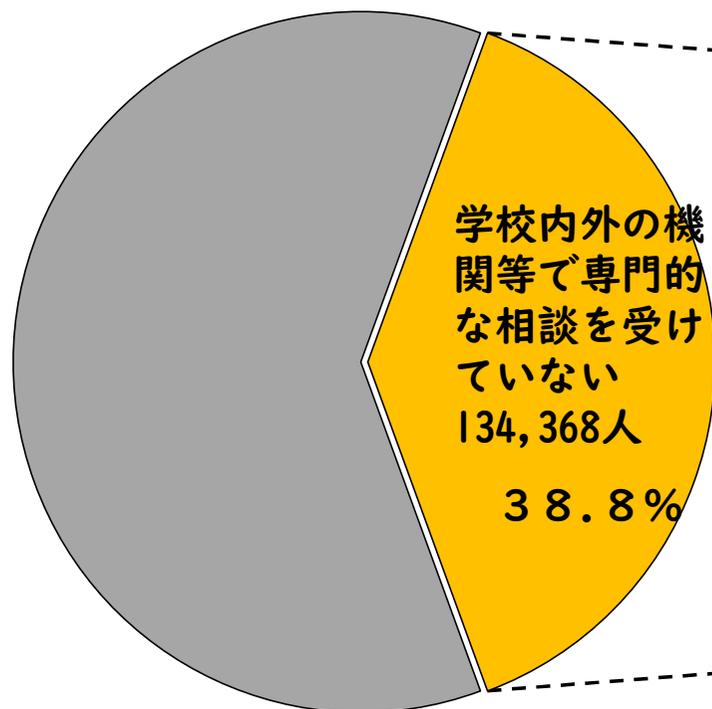
「学びの多様化学校」の設置を促進

設置目標：全国に **300校**（令和9年度までに）

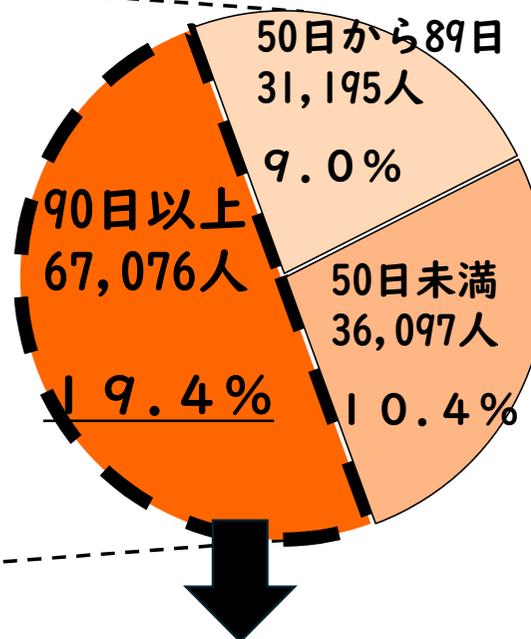
設置状況：全国で **58校**（令和7年4月時点・文部科学省調べ）

提案の背景（その3）

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合



欠席日数別内訳



約2割の児童生徒が、**長期的に学校や地域社会とのつながりをもてず、一人ひとりに合った適切な支援が届いているとはいえない状況にある。**

校内教育支援センターの概要と指導目標

〈校内教育支援センターとは〉

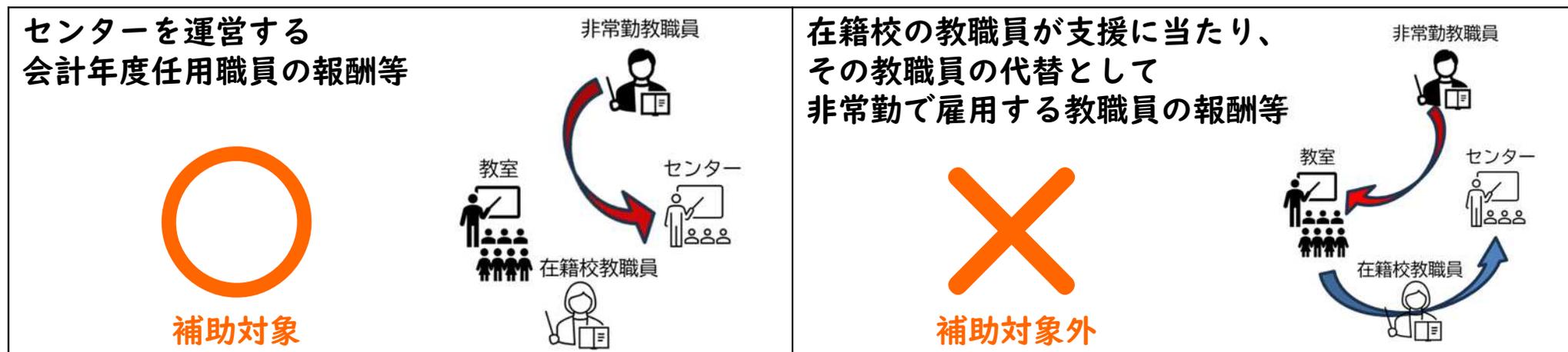
- 「登校渋りや休みがちなど、不登校の兆候が見られる」または、「不登校状態にある」児童生徒にとって、
安心して過ごせる校内の居場所であり、教室復帰に向けた準備の場。
- 落ち着いた空間を保った環境整備をすることで、
児童生徒が自分に合ったペースで生活・学習でき、
学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、
早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。

〈指導目標〉

- ソーシャルスキルトレーニング（SST）を含む遊びの時間、
グループエンカウンター、異学年交流等により、
小集団でのコミュニケーション能力を育むこと。

校内教育支援センターの課題

【課題①】 国の「校内教育支援センター支援員配置事業」の補助対象は限定的



【課題②】 補助対象となるのは支援員の配置から3年以内。

【課題③】 センターの運営を担う教職員は教職員定数に位置付けられていない。



現在の仕組みでは、**経験や知見のある在籍校の
教職員による支援が困難**

《学びの多様化学校とは》

- 多様な背景をもつ不登校児童生徒に応じた教育の機会の確保
- 新たな不登校支援の形であり、従来の学校教育とは異なる柔軟な学びの場
- 設置形態は、「学校型」「分校型」「分教室型」の3形態
 - 学校型 : 新たに学校として設置するもの
 - 分校型
分教室型] : 本校の一部として、別に設ける教室又は分校

《メリット》

- 特別な教育課程を編成し、指導内容の異学年への移行や授業時数の削減などができる。
- 児童生徒が自分に合ったペースで生活・学習ができ、学びの継続がしやすい。
- 小集団でのコミュニケーション能力を育むことができる。

！重要！
通いやすく児童生徒のニーズに合わせた設置

【課題①】校種要件

「分教室型」及び「分校型」
は母体となる本校と
同一校種の同じ敷地内に
原則設置できない



設置場所の確保が困難

【課題②】転籍要件

入学を希望する児童生徒は
例外なく多様化学校へ
転校しなければならない



通学児童生徒が居住する
地域とのつながりが
希薄になる

【課題③】人員配置

「学校型」として
単独設置した場合、
通常級と同じ基準による
教職員数しか配置できない



特別支援学級のような
手厚い人員配置に
なっていない

全国的にも設置が進んでいない (令和7年4月時点で58校)



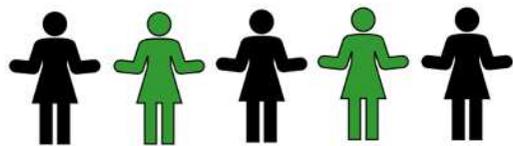
地域における児童生徒の居場所づくりの課題

こども家庭庁の「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」(令和6年度補正予算)

首長部局と教育委員会が連携したモデル事業を実施(国委託事業)

➔ 地域における包括的で切れ目のない支援方法の開発・実証予定

一方、地域における活動主体には、こんな課題も…



つながりの希薄化



担い手不足



活動資金確保



地域の実情を踏まえた
学校外における児童生徒の居場所づくりへの支援が必要

1. 校内教育支援センターについて

- 在籍校の教職員が指導等に当たり、その教職員の代替として非常勤で雇用する教職員の報酬等を新たに対象経費とするよう拡充するとともに補助年限を撤廃すること
- センターの運営を担う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数に位置付けること

2. 学びの多様化学校について

- 地方公共団体によって設置及び運営が弾力的に行えるよう、「学びの多様化学校設置促進事業」における校種要件や転籍要件を緩和すること
- 「学校型」多様化学校の教職員定数については、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けること

3. こどもの居場所づくりについて

- 地域資源と連携し、学校外の児童生徒の居場所づくりを進めていくため、「地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業」について、成果を検証し、事業の継続や好事例の全国展開といった必要な対応を行うこと

～学びや居場所にアクセスできない子どもたちをゼロに～

子どもたちが安心して学び、
未来に向かって歩み出せる環境や
将来にわたって幸福な生活を
送ることができる社会を実現

